

# いだがわ

令和4年9月5日 発行  
亀山市立井田川小学校  
亀山市みどり町 52番地  
9月号 (文責：清水)

## 今日から2学期、始業式を行いました！

夏休みが終わり、今日から2学期が始まりました。新型コロナウイルス感染症（BA.5）の拡大に歯止めがかからず、「三重県 BA.5 対策強化宣言」が延長された状態でのスタートです。配信で行った始業式の中で、校長からは新型コロナウイルス感染症の校内でのまん延を防止するため、児童に留意してほしいことを話しました。いつものことですが、「手洗いをしっかりすること」「教室ではマスクを着用すること」「友達との間をあけること」、さらに、「教室の換気にも、いっそう気を配る」よう呼びかけました。新型コロナウイルス感染症の校内でのまん延を防止するため職員一同取り組んでまいります。保護者の皆様、地域の皆様、ご理解ご協力をお願いします。

## 学校から保護者の皆様へのお願い・お知らせ

### 1 新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

三重県 BA.5 対策強化宣言下において、学校内での感染を防止するため、次のことについて保護者には必ず実施していただきますようお願いいたします。

#### (1) 児童本人が陽性または濃厚接触者となった場合

○必ず学校にその旨をお知らせください。

○保健所からの指示により自宅で待機願います。

・陽性確認された場合10日、濃厚接触者は原則5日

○すでに登校した後に事態が判明した場合、保護者に児童を引き渡します。

#### (2) 児童本人に風邪の症状（熱、喉の痛み、咳など）がある場合

○児童本人に発熱や喉の痛み、咳などの症状がある場合は、医療機関への受診を強くお勧めします。改善するまで登校を見合わせてください。（医師の診察により、その原因が新型コロナウイルスではないとなった場合は登校をしてもかまいません）

#### (3) 不織布マスク着用をお勧めします（お願い）

○専門家からの見解により、学校内においては不織布マスクの着用をお勧めします。なお、屋外においては、熱中症との関連において、マスクをしないよう児童を指導する場合があります。

### 2 教育活動の継続について

井田川小学校職員が新型コロナウイルス感染症の関連（陽性・濃厚接触・子どもの看護など）によって出勤できなくなった場合、次のような措置により教育活動の継続を図ります。

#### (1) 専科教員が出勤できなくなった場合

担任が授業を引き受け、他の教科に変えて授業を実施します。

(2) 担任が出勤できなくなった場合

専科教員、管理職が教室の補欠に入り、教室の安定に努めます。授業は同じ学年の授業をミラーリング(他のクラスの授業を教室モニターで一斉に視聴)、補欠に当たる教員が、授業の進行の補佐および児童支援に当たります。この措置は、多くの教員が出勤できなくなる場合を想定しています。9月から当分の間、各学年は授業の進度をそろえるよう努めます。

(3) 給食調理員が出勤できなくなった場合

給食調理員が出勤できなくなり欠員が生じた場合、献立の変更等で対応します。多数の調理員の欠員が生じた場合は、教育委員会と相談し、別途措置を講じる場合があります。その場合は、保護者にお知らせをします。

### 3 2学期の行事について

新型コロナウイルス感染症の心配が強い状況ですが、2学期の行事について、現在の状況をお知らせします。あくまでも予定ですので、感染症の状況や教育委員会からの指導により変更することもあることをご承知おきください。

(1) **5年生宿泊学習 10/13.10/14**

今後の新型コロナウイルス感染症の状況次第ですが、実施の方向で検討しています。感染症の状況によっては、宿泊を伴わない行事への変更も検討します。(次年度への延期は宿泊施設の長期改修により不可のため。)

(2) **6年生修学旅行 10/6.10/7**

新型コロナウイルス感染症などによる学級閉鎖を実施した場合は、修学旅行を延期します。その場合は、可能な限り今年度中の実施を模索します。

(3) **授業参観ウィーク 10/24.25.26**

新型コロナウイルス感染症に対する県または国の措置・宣言が発出されていない状況において、1学期と同様に実施します。

(4) **亀山市小中音楽会 11/8**

亀山市教育委員会の判断によりますが、感染対策を講じ、開催の方法を分散・少人数・短時間にして実施する方向です。保護者参観はできません。

(5) **3年生、4年生、5年生社会見学**

各学年において、10月以降に実施するよう計画します。

### 4 「学校の決まり」の弾力的取扱いについて

(1) **黄色帽子の取り扱いについて**

昨年度、保護者からの要望もあり、暑い日において、黄色帽子以外の通気性・機能性の高い帽子の使用も可としています。形や色については特に定めませんが、安全のため視界を妨げない形状、視認されやすい色が望ましいと考えます。お子様とご相談のうえ、対応いただきますようお願いいたします。

(2) **体育時の服装について**

学校運営協議会、PTA役員会、児童会で話し合った結果、体育の服装のうち、半そで・半ズボンの下にアンダーウェアを着用することを可とします。なお、体育時のチーム分けなどのため、アンダーウェアは黒・紺などの濃い色にさせていただきますようお願いいたします。(チーム分けなどに着用するゲームベストが明るい、カラフルなものであるため)